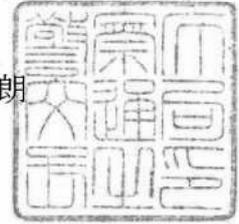
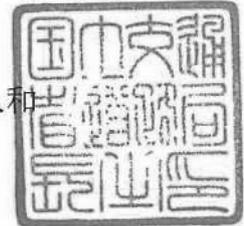


警察庁丙規発第4号  
国道政第4号  
国鉄施第14号  
平成13年2月2日

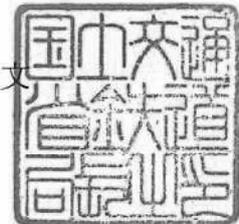
警察庁交通局長 坂東 自朗



国土交通省道路局長 大石 久和



国土交通省鉄道局長 安富 正文



踏切道改良促進法の一部を改正する法律（以下「法」という。）案の閣議決定に当たり、警察庁と国土交通省は、下記のとおり了解する。

記

- 1 警察庁及び国土交通省は、踏切道における交通の安全の確保及び交通の円滑化のための施策の推進について相互に協力すること。
- 2 昭和36年11月13日付け警察庁保安局長、運輸省鉄道監督局長及び建設省道路局長覚書（丙交企発第39号、鉄総第836号、道発第456号）記の1は、「法第3条第1項又は第2項」を「法第3条第1項」と読み替えた上で引き続き有効であること。
- 3 国土交通省は、法第3条第1項に規定する踏切道の指定を行おうとするときは、あらかじめ時間的余裕をもって警察庁の意見を聴取すること。
- 4 国土交通省は、都道府県知事が法第3条第2項に規定する申出を行うに当たっては、踏切事故防止総合対策の推進等のため組織される都道府県踏切道改善促進協議会、踏切道調整連絡会議等において、都道府県公安委員会の意見が聴取されるよう必要な措置を講ずること。

また、国土交通省は、法第3条1項に規定する指定の対象となり得る踏切道の改良について、踏切道調整連絡会議等において、鉄道事業者と道路管理者の調整等が行われるときは、都道府県公安委員会の意見が聴取されるよう必要な措置を講ずること。